

障 号 外
令和 4 年 7 月 4 日

各指定障害福祉サービス事業所等運営法人代表者 様

島根県健康福祉部障がい福祉課長

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る実績報告書（令和 3 年度）の提出について（依頼）

本県障がい福祉行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

表題について、令和 3 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得した事業所等におかれましては、下記のとおり実績報告書を提出してください。

記

1 提出書類

(1) 福祉・介護職員処遇改善実績報告書【別紙様式 3－1】【別紙様式 3－2】

※留意事項

- ・福祉・介護職員処遇改善実績報告書と福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書を統合しています。原則、本様式を用いて実績報告書を作成してください。
- ・根拠資料の提出は、保管の有無をチェックリストで確認することで原則不要です。
- ・複数事業所を一括して申請する際の指定権者別・都道府県別一覧表は不要です。
- ・「賃金改善所要額」の比較対象となる年度は、「初めて加算を取得する（した）前年度」ではなく「（申請の）前年度」です。
- ・特定加算の平均賃金改善額について、計算方法は様式中の“はじめに”を参照してください。

2 提出期限

令和 4 年 7 月 2 9 日（金）

3 提出方法 【郵送のみ】

※下記へお送りください。

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地
島根県健康福祉部障がい福祉課 自立支援給付グループ

4 留意事項

- ・様式のチェックリストが×のままで提出しないこと。
- ・賃金改善実施期間は計画書の期間と一致させること。
- ・福祉・介護職員処遇改善実績報告書において、賃金改善所要額が令和3年度分福祉・介護職員処遇改善（特別）加算総額を上回ること。仮に下回る場合は一時金等により追加で支払い、上回るようにすること。
※福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書においても同様
- ・その他詳細については、以下の厚生労働省通知を参照すること。
福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
(令和3年3月25日障発0325第1号〔一部改正〕令和4年3月18日)
- ・問い合わせは質問票で、FAX 又はメールにより提出してください。

5 様式等掲載ページ

島根県＞医療・福祉＞福祉＞障がい福祉＞事業者向け
＞障害福祉サービス事業者等
＞※令和3年度福祉・介護職員処遇改善加算の実績報告について

【URL】

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/syougaiservice/R4shogukaizen.html>

【お問い合わせ先】

島根県健康福祉部障がい福祉課
自立支援給付グループ
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
FAX:0852-22-6687
メール: syogai-kyufu@pref.shimane.lg.jp